平成２３年（フ）第１４１６号
千葉県市原市姉崎1062―１ミルキーハウスⅡ―202、住民票上の住所千葉県市川市新井３丁目21番３号
債務者　長谷川博紀
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２８号
千葉県市川市原木３丁目14番24―302号　プランドール原木
債務者　才木　伸晃
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３１号
千葉県市原市藤井３丁目210番地　市営郡本住宅１棟209号
債務者　山田ジーナこと　ＹＡＭＡＤＡ　ＧＩＮＡ　ＢＯＴＥ
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５６号
千葉県船橋市海神町２丁目１番地１　パークサイド船橋1120号
債務者　戸嶋　慧子（旧姓浅沼・浜田）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４６０号
千葉市中央区稲荷町１丁目12番３号　サンウィング稲荷町205号
債務者　山崎　美加
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７３号
千葉市中央区大森町532番地13
債務者　中里　祐一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２５号
千葉県八千代市勝田台３丁目13番地34
債務者　中村　昭伸
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２７号
千葉県八千代市勝田台３丁目13番地34
債務者　中村　紗代
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６６８号
兵庫県加古川市志方町横大路634番地
債務者　山内沢恵こと　山内　澤惠
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２５５号
松江市法吉町238番地　第２淞北台団地８―811号
債務者　伊東奈美子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３９号
高知市入明町３番３号　町田アパート５号
債務者　大西　啓子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６５０号
高知市介良乙1912番地６
債務者　岩本　恵美
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９４号
北海道小樽市花園３丁目１番119号　花園プレジデントハイム、前住所北海道小樽市花園４丁目５番144号　エクシード花園405
債務者　秋場　健介
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１１３３号
仙台市太白区中田町字後河原14番地の６　リードインセンダイミナミ２―202
債務者　大槻菜穂美（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
福島市北沢又字上日行檀４番地の31、従前の住所福島市瀬上町字一ノ坪３番地の７　カーサ・ビアンカ206
債務者　吉田　敬二（旧姓八島）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３２６号
茨城県筑西市直井1101番地
債務者　潮來　よし
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３３１号
茨城県筑西市中舘439番地
債務者　古沢さとみ
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　水戸地方裁判所下妻支部